

2021 年度入学試験問題 (第 1 回)

社 会

(30 分)

【注 意】

- ① この試験の問題文・設問は，1 ページから 7 ページに印刷されています。
- ② 問題は **1** と **2** があります。
- ③ 解答は必ず「解答用紙」のきめられたわくの中にはっきり書きなさい。

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

日本国憲法は前文と103の条文でできた、国の基本的なかたちを決める、最高のルールです。例えば法律を作る(ア)、法律をもとに働く内閣、さまざまな争いを法によって解決する(イ)があるのも、憲法の定めによります。

日本国憲法には三大原則があります。国民主権と平和主義、そして(ウ)の尊重です。

いまの憲法が施行されたのは1947年。軍部が政治を動かし国民の心の中にまで口を出し、戦争で多くの命が失われた反省のもとでできました。国民一人一人の権利を大切に、自由を制限しないことを大原則にしています。

新型コロナウイルスによりいま、多くの人の生きる権利がおびやかされています。生きる権利も当然、(ウ)の一つです。こうして(ウ)を守るのは、憲法のもとで(ア)や内閣などに課される役割です。その反面、感染を防ぐための対策は、別の権利や自由を制限します。

(ウ)が制限されるとのちに、裁判で争われることがあります。その時に、(イ)は憲法をたよりに、守られる権利や利益と、制限される権利の重みを比べたり、権利を守る方法が他になかったかなどを考えたりします。こうして憲法は政府や自治体の行動をしぼるわくとなります。

国が緊急事態になった場合、フランスなどでは、大統領の権力を強めるしくみが憲法にあります。ふだんの国のかたちを少し変えてでも、すばやく危機の解決にあたらうとします。

一方、日本国憲法は緊急事態でも、内閣が憲法を止めて、広く(ウ)を制限することを許しません。対策のための法律が必要なら、ふだんと同じように法案を出して(ア)で成立させ、その範囲で行動しないといけません。きちんと手続きをふむことが求められます。

今回の新型コロナウイルスの感染を防ぐ対策は、すでにある法律を活用して、政府と自治体が行います。

『朝日小学生新聞』2020年5月2日 1面 「憲法は国の形を定める最高のルール」より作成

[資料1] 新聞記事(一部)

みんなを守る緊急事態宣言

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、安倍晋三首相は7日、法律にもとづく、初めての緊急事態宣言を出しました。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県が対象で、期間は5月6日まで。感染の予防は他の地域でも引き続き、求められています。

外出ひかえて感染拡大を防ぐ

7都府県で5月6日まで

安倍首相は7日の記者会見で「人と人との接触を7割から8割減らせば、2週間後には、感染者を減少に向かわせることができる」と話し、「みなさんの行動を変えることが大切だ」とうたえました。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律で定められたもので、首相が出します。宣言の対象となった地域の知事は、外出をひかえるように呼びかけるほか、学校や劇場、デパート、体育館などの施設の使用停止や、イベントを開くのをやめるよう求めることができます。こうした呼びかけや指示を守らなくても、罰をうけることはありません。

『朝日小学生新聞』2020年4月9日 1面 「みんなを守る緊急事態宣言」

[資料2] 日本国憲法(一部の条文)

第二一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(以下略)

第二二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。(以下略)

第二三条 学問の自由は、これを保障する。

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(以下略)

問1 文中の(ア)～(ウ)にあてはまる語を、語群から選び、記号で答えなさい。なお、同じ記号の空らんには同じ語が入ります。

<語群>

- | | | | |
|------|-------|---------|----------|
| a 国会 | b 裁判所 | c 弾劾裁判所 | d 都道府県議会 |
| e 天皇 | f 個人 | g 生命 | h 基本的人権 |

問2 下線部①について、この度のコロナウィルスの感染を防ぐ対策では、(1)何にもとづいて、誰が、どのような手続きをふんで、(2)どのようなことを求めましたか、資料1を参考にして、具体的に答えなさい。またこれらのことは、(3)どのような権利を制限したことになりますか、資料2を参考にして、2つ答えなさい。

問3 下線部②について、フランスではこのようなときには、大統領が議会や裁判所を含むほぼすべての国家権力を行使することができ、さらに憲法も停止することができるようになっていますが、日本国憲法にはそのようなしくみがありません。(1)それはなぜですか、また(2)緊急事態になった場合には、現在の日本ではどのようにすることを求めていますか、本文を参考にして、それぞれ答えなさい。

問 4 下線部③の東京・大阪以外の5つの県の位置を地図中の記号で答えなさい。



2 下はある島の歴史に関する出来事の年表で、右のページの地図にはこの島とその周辺の様子が描かれています。この島にはもともとアイヌなどのさまざまな先住民が暮らし、漁業や狩猟などを営んでいましたが、やがて日本を含む周辺の国々から人々がやってきて、大規模に土地を開発し、自国の領土としました。年表や地図をもとに、設問に答えなさい。

[この島の歴史に関する出来事の年表]

1809年	先住民の案内によって、間宮林蔵がこの島の調査・探検を行う。
1855年	日露和親条約が結ばれ、この島は日本とロシアの「雑居地」とされる。
1875年	日本とロシアが条約を結び、この島はロシアの領土に、千島列島は日本の領土とされる。先住民の多くが、別の場所に強制移住させられる。
1905年	日本とロシアが【A条約】を結び、この島の北緯50度より南が日本の領土とされる。
1910年～	① <u>この島の南部に、朝鮮半島からたくさんの労働者が渡る。</u>
1917年	ロシア革命が起こる。その後ソヴィエト連邦(以下ソ連)が成立する。
1941年	日本とソ連が戦争で中立の関係を維持することを約束する(日ソ中立条約)。
1945年8月	8日、ソ連が中立の関係を破棄し、日本に宣戦布告をする。
	14日、ポツダム宣言が受諾される。
	20日、この島の南西部をソ連軍が攻撃。多くの日本人が抵抗し、命を落とす。日本人によって朝鮮半島出身の人々が虐殺される事件が起きる。
	23日、ソ連軍がこの島の中心地を占領する。
1946年～	ソ連がこの島を対米軍事拠点とし、自由な出入国を禁止する。この島に住む人の日本への引き揚げが急増する。朝鮮半島出身者やその家族など、日本への移住を希望しても認められなかった人々は、この島に残る。
1951年	日本が連合国諸国との【B条約】に調印し、この島の領有権を放棄する。
1956年	② <u>日ソ共同宣言により、日本とソ連の国交が正常化されるが、この島や北方領土、千島列島をめぐる領土問題は解決されなかった。</u>
1989年～	ソ連以外の国の人も、この島への出入国が解禁になる。
1991年	ソ連が解体する。

[地図]



問1 年表の「この島」とはどの島の事か。その名称を答えなさい。

問2 年表の【A条約】、【B条約】の条約名をそれぞれ答えなさい。

問3 年表の下線部①について、朝鮮半島からこの島へ渡った労働者の数が急増したのは、この年に起きた出来事が背景となっている。その出来事を答えなさい。

問4 地図中の a～c の線は、歴史上のある時点で定められた日本とロシア(ソ連)の国境をそれぞれ表したものである。これらの線について説明した次のア～ウのうち、その内容に誤りをふくむものを一つ選びなさい。

ア 1875年の条約により、線bの位置が日本とロシアの国境として定められた。

イ 1905年の条約により、この島の線aの位置よりも北はロシア領として定められた。

ウ 1956年の共同宣言により、線cの位置が日本とロシアの国境として定められた。

問5 次のXとYの文の内容の正誤の組み合わせとして適当なものを、年表を参考にして下のア～エから選びなさい。

X この島における地上戦は、ポツダム宣言受諾後も続いた。

Y この島に住む人の中には、日本への移住を希望しても認められなかった人がいる。

ア XとYのどちらも正しい イ Xのみ正しい

ウ Yのみ正しい エ XとYのどちらも誤り

問6 年表の下線部②に関する下のわく内の文章の空らん(あ)と(い)に入る適当な語句を、年表から抜き出し、年表に出てくる順番で答えなさい。

日本政府とロシア(旧ソ連)政府の間だけの話し合いでは、(あ)の人々の意見や、(い)の人々の意見が反映されにくい状況がある。

